

か。

答160 法第9条第3項の届出は従来どおり行う。手続としては、廃止の確認を受けた後に遅滞なく届出を行うこととなる。(平9.6.24全国廃棄物担当主管課長会議)

(再生利用業者の取得している収集運搬業の取扱い)

問161 指定された事業者がすでに産業廃棄物収集運搬業の許可取得事業者である場合(再生利用業の指定と同一事業内容である場合)、再生利用業の指定により、産業廃棄物収集運搬業の許可について廃止せざる旨の指導を行うことが妥当と解するが如何か。

答161 今回の指定業者が産業廃棄物収集運搬業の許可業者であり、かつ事業内容が同一である場合、次回の更新時に更新手続きをせず、期限切れの方向で業の許可を抹消させるのが適当と解する。

なお、廃掃法施行規則第9条第3号指定と産業廃棄物収集運搬業の許可は事業内容に明確な区分がなされていれば両立し得ると解する。

排出事業者からの排出量、処理経路(再生経路)、処理実績等から事業内容の区分が可能であると考えられる。(平7.10.3本県聴取)

(再生利用業者の同一事業内容での許可の取得)

問162 このたび、この通知(平成7年8月22日付事務連絡)(本疑義集問244参照)により指定された事業者のうち、現在産業廃棄物収集運搬業の事前協議(再生利用業の指定と同一事業内容である場合)の書類が提出されている事業者があり、この書類の取扱いについては、許可申請しない旨の指導を行うことが妥当と解するが如何か。
(参考)

産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)

許可品目: 廃プラスチック類(廃タイヤに限る。)

答162 再生利用業の指定を受けた事業範囲と産業廃棄物収集運搬業の事業範囲を、明確に区分できる場合に限って、許可を出すことは差支えないものと解する。

なお、今回の指定は、産業廃棄物である廃タイヤのみであり、一般廃棄物である廃タイヤは対象としていない。(平7.10.3本県聴取)

第5節 産業廃棄物の処理

1 事業者及び地方公共団体の処理

(自家処理)

問163 (1) 解体業者「乙」は、A地区の建設工事を受注した元請業者「甲」から、解体工事の下請けを受けたが、新たにB地区で建設工事が発注された元請業者「丙」から解体工事の下請けの依頼を受けた。

双方の現場から発生する建設廃棄物を、同じ期間に中間処理を行う場所まで「乙」が運搬して双方の建設廃棄物を同時に「乙」が処理する場合、自家処理と言えるか。

(2) 排出事業者が、元請業者「甲」と、下請業者で解体工事を行う「乙」の双方に

該当する場合、「甲」が解体工事の廃棄物を「乙」の中間処理施設の場所まで運搬して、「乙」が中間処理を行う場合、「乙」は自家処理と言えるかどうか。

答163 (1) 自家処理と言える。

(2) 自家処理と言える。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

2 産業廃棄物の処理基準

(1) 定義、共通基準等

(処分の定義)

問164 処分の用語の定義を示されたい。

答164 中間処理及び最終処分の意である。なお、中間処理には、焼却、脱水、破碎、圧縮等があり、最終処分には、埋立処分と海洋投入処分がある。(昭47.1.10環整2問1)

(公共の水域)

問165 令第3条第1号トに規定する「公共の水域」の範囲はどのように解すればよいか。

答165 公共の水域とは私的な用に供される水域以外の水域という意味であり、河川、運河、湖沼、農業用排水路、公共溝渠、地下水脈、地先海面等が含まれる。(昭57.6.14環産21問23)

(地方公共団体の条例制定権)

問166 産業廃棄物の処理基準より厳しい基準を地方公共団体の条例で定めることができるか。

答166 廃棄物処理法には、かかる条例委任の規定がないので、そのような基準を地方公共団体において定めることはできない。(昭47.1.10環産2問3)

(緊急避難)

問167 台風・火災等の災害により生じた不要物を施設の安全を確保し又は人命を救助するため取り片付ける場合、法第12条第1項の処理基準が遵守されなくても差支えないか。

答167 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問26)

(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を排出する者)

問168 特別管理産業廃棄物を発生する製造工程において、特別管理産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物を排出する事業者については、法第12条の2のみならず法第12条も適用されると解してよいか。

答168 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問53)

(産業廃棄物処理基準が適用されない者)

問169 法第19条の3の規定によれば、産業廃棄物処理基準が適用される者に対して改善命令が出せるものであるが、ここで逆に産業廃棄物処理基準が適用されない者とは、次のような者をいうのかご教示願う。

- (1) 合わせ産廃処理を行う市町村
- (2) 広域処理を行う都道府県
- (3) 専ら物を扱う者
- (4) その他、厚生省令で定める者(規則第9条、第10条の3各号に定める者等)

答169 法令上産業廃棄物処理基準が適用されるものは、事業者、産業廃棄物処理業者、再生利用認定を受けたもの、都道府県である。

よって、(1)～(4)は適用されない。(平12K ブロック産廃協議会)

(熱利用)

問170 他人の不要とした物を引き取り燃焼させて発生する熱を利用する場合、どのように法が適用されるか。

答170 他人の不要とした物を無償又は金銭を受領して引き取るときは当該物は廃棄物であるので、廃棄物を燃焼させる行為に対して法（処分基準）が適用される。また、焼却残さ等を処分しなければならないときは焼却残さ等は廃棄物であるので、これを処分する行為に対しては法が適用される。(昭57.6.14環産21問18)

(海洋発生物の陸上処理)

問171 海洋で発生した不要物を陸上で処理する場合、廃棄物処理法が適用されると解してよいか。

答171 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問87)

(地下工作物の埋め殺し)

問172 地下工作物が老朽化したのでこれを埋め殺すという計画を有している事業者がいる。この計画のままでは生活環境の保全上の支障が想定されるが、いつの時点から法を適用していいか。

答172 地下工作物を埋め殺そうとする時点から当該工作物は廃棄物となり、法の適用を受ける。(昭57.6.14環産21問11)

(「自ら利用」の範囲等)

問173 (1) 従来「自ら利用」できる廃棄物は、有償売却できる性状まで加工した物を「自ら利用」することと解釈しており、幹等のチップや末木枝条の発酵処理された一部のものに限られていると思われる。有償売却できない物を自ら利用することは廃棄物の処理を行っていると解していたが、「自ら利用」の解釈についてお聞きしたい。

(2) 発生した根株等を当該工事現場外において自然還元利用等する行為は、「自ら利用」には該当しないとして解してよいか。なお、該当しない場合はその理由をお示し願いたい。

(3) 工事現場内で、下請業者が根株等を木くずの破碎施設を用いてチップ化する場合、下請業者は処理業の許可は必要ないのか。

(4) 森林内の工事現場で生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元として利用することは、「自ら利用」に該当するととの見解が出されたところであるが、「森林」とはどのような基準をもって判断すればよいのか、また、「自然還元」と称して野焼きを行うようなケースについては自ら利用に該当するのか、ご教示願いたい。

(5) 林地の所有者が排出事業者でない場合等も「自ら利用」といえるのか。また、*同通知は林野庁所管の工事のみに適用されるか、他省庁所管の工事についても適用されるのか、ご教示願いたい。

※平成11年11月10日付衛産第81号

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について」

建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条（以下「根株等」という。）は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。

このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用等することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」*（昭和46年10月25日付環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知（以下「課長通知」という。）の記第1の1でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである。

また、根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引きされているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである。

なお、「自ら利用」に該当する場合、製材用材等として利用する場合については、別紙「根株等の利用について」に示すとおりであることから参考とされたい。

※昭和46年10月25日付環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知第

1 の 1

第1 廃棄物の範囲等に関すること

1 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。

法第2条第1項の規定は、一般に廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の概念規定を行ったものであること。

(6) 剥ぎ取り表土は「自ら利用」する場合、廃棄物として規制する必要のないと記載されているが、剥ぎ取り表土（根株を含む）を残土処分場に搬入処分する行為は廃棄物処理法で規制する必要が無いと解してよいか。

答173 「自ら利用」の範囲とは、自分で使えるまた他人に有償売却できる、そういう性状の物であれば不用物でないと考えるものである。

いったん排出されたものを、別の場所で自分でもう一度利用する場合に、「自ら利用」に当たるか当たらないかという判断は、いったん廃棄物としての排出過程があって、その後別の場所で再利用しているということになるため、当初段階では廃

棄物に当たる。

根株については、その場で自分でチップ化してもう一度用いるということを想定しており、別の場所に持つて利用するというような想定はしていない。(平12K ブロック産廃協議会)

(2) 収集運搬基準及び保管基準等

(廃棄物の保管の開始時点)

問174 産業廃棄物を収集・運搬する過程において当該物を一定期間留め置く行為は産業廃棄物の保管と解されるが、その場合、どの程度の期間留め置くことをもって保管と判断すればよいか。

答174 収集運搬してきた車両から積替え地点以降の運搬の用に供される車両への廃棄物の積替え及び運搬が、連続して行われない限り、保管行為を伴うものとして解して差支えない。(昭60.7.26衛産42)

(収集運搬に伴う保管行為)

問175 収集運搬業（保管積替を除く）者が、収集した廃棄物をその日の内に目的地（処分場）まで搬入できないため、翌日または翌週まで廃棄物を積載したまま一定の場所に保管しておく行為は違法行為に当たるか。他府県においては、保管行為に当たり違法であるとしているところがあると聞いている。

答175 「保管は積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。」については変わらない。

今回の事例のように積替えを行わずに車毎保管を行うケースについては、その保管行為が収集運搬とどの程度連続性を有しているかによって判断する。

具体的には、長距離運送時に休息を取るための保管は運送行為と連続性を有しており、問題はないと考えるが、連休を跨いで保管する行為等についてはその連続性について疑問であり、個々にその事業者（収集運搬業者）から聞き取り調査などをすることにより対応すべきであると考える。

(その他具体的な事例について)

廃棄物を積載した車両がそのまま船舶へ乗船するため、船舶の入港時間まで車両のまま保管する行為は連続性のある収集運搬行為であり、問題はない。(平13M県聴取)

(建設廃棄物の仮置き)

問176 中間処理施設（破碎、焼却）まで建設廃棄物を運搬し、一旦仮置きして処理する場合、仮置き（保管）に係る技術的な基準が適用となるか。

答176 建設工事現場（建設廃棄物発生現場）で、現場から搬出するまでの間の仮置き（保管）は、施行規則第8条の産業廃棄物保管基準が適用（保管数量の上限規制はないが、廃棄物の積み上げ高の制限は対象となる。）となる。

また、建設工事現場から離れた場所に建設廃棄物を運搬し、一旦仮置き（保管）し中間処理するような場合は、施行令第6条の産業廃棄物の保管基準が適用となる。この場合建設資材とするための再生の処理を行う施設において、当該再生のために保管されるコンクリートの破片の場合、保管数量の制限は適用されないが、積み上

げ高さなどは適用される。但し、木くずは基準全てが適用となる。（廃棄物の積み上げ高さの制限、産業廃棄物の積替え及び処分等に係る保管数量の制限の施行期日は、平成11年4月1日より適用。）

工作物の建設工事及び解体工事に伴って生じる建設廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を来さないために、「建設廃棄物処理指針」に基づいて、建設工事の企画・工事発注・工事施工計画・工事の施工等を計画的に図ること。

◎ 建設廃棄物処理指針（平成11年3月23日付衛産第20号・平成11年4月9日付廃対第527号で通知）を参照（平11.4.19廃対第5号本県課長通知）

（有価物の保管）

問177 木くずを粉碎して他人に有償売却している事業者がいるが、粉碎した木くずの保管に伴い悪臭・汚水等が発生して周辺住民より苦情が出ている場合、法第12条第2項の保管基準を適用できるか。

答177 粉碎した木くずは有価物であり、保管基準を適用することはできない。（昭57.6.14環産21問27）

（産業廃棄物の浸出液と地下浸透防止措置）

問178 産業廃棄物の収集運搬に当たって保管を行う場合に、当該産業廃棄物が地下に浸透しないように講ずる措置とは、廃棄物からの浸出液の地下への浸透防止措置も含むとして解してよいか。

答178 お見込みのとおり。（平4.8.31環水企183、衛環246問6）

（同一敷地内での廃棄物の移動）

問179 事業者自らの敷地内で発生した産業廃棄物を同一敷地内にある保管施設まで運ぶ行為は、法第12条第1項に規定する運搬に当たるか。

答179 保管施設へ運ぶ行為も、保管施設から運び出す行為も法第12条第1項に規定する運搬である。（昭53.9.22H県聴取）

（廃棄物収集運搬船への表示方法）

問180 廃棄物収集運搬船への表示方法について。

表示にあたっては、大きさ、表示色、表示の仕方（看板方式は取り外しができるため不可とする。）等を具体的に示されたい。また、許可基準の中にも何らかの規定を設けていただきたい。

答180 省令第1条の3の2及び様式第1号。なお、表示の仕方については、看板方式で船橋に掲示する方法、又は船体に直接書き込みをする方法のいずれでもよい。性格上、収集運搬基準とするのが適当。（平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議）

（船舶による産業廃棄物の収集運搬の場合の積み替え）

問181 船舶で運搬してきた産業廃棄物を公共埠頭において、トラックへ直接積み替える場合、積み替え場所における囲い等の設置は困難であると思われるが、この場合、産業廃棄物の処理基準違反となるのかご教示願う。

答181 これは実質上問うのは難しい。（平12Kブロック産廃協議会）

（積替え保管施設）

問182 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業（中間処理：破碎）の許可を取得し、

処理業を行っている事業者が、中間処理施設を設置する事業場に対して、公道を挟んだ反対側の敷地（保管施設A）、及び別の法人等の敷地により隔てられた敷地（保管施設B）の使用権限を得て、中間処理を行う産業廃棄物の保管施設を設置しようとしている。

この場合、当該保管施設は、①産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替え保管施設、②産業廃棄物処分業の用に供する保管施設のいずれとして取扱うことが適當と考えられるか。

答182 この場合、当該保管施設A、Bのいずれについても、中間処理施設を設置する事業場の敷地とは公道あるいは使用権限のない土地により隔てられた別の敷地に設置されていることから、産業廃棄物収集運搬業の用に積替え保管施設として、取扱うことが適當と判断される。（平12.5.11本県聴取）

（産業廃棄物の搬出）

問183 行為者Aらは、自社の事業活動で生じた産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類など）を、処分の見込のないまま自己所有の土地に搬入し、堆積する一方、当該場所から別に所有する土地に当該廃棄物を搬出、堆積するなどしている。

施行令第6条で規定する「搬出」は、廃棄物の処理の一連の過程において、次の処理過程に移すまでの間、保管された廃棄物を次の処理過程に移すための行為と解すべきであり、前記行為は、法にいう「搬出」には該当しないと解してよろしいか。

答183 貴見のとおり解して差支えない。（平14.2.4T県照会）

（3）処分・再生基準（埋立処分・海洋投入処分を除く）

（建築物の新築・解体現場等で排出される廃棄物の中間処理）

問184 *平成10年6月16日付環境庁告示第34号（以下「環境庁告示」という。）の第1号の規定は、建築物の新築・解体現場等において、産業廃棄物の発生から排出の間に、安定型産業廃棄物と安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別することであり、排出された後の中間処理には適用されないものと解してよろしいか。

※平成10年6月16日付環境庁告示第34号の第1号

1 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物（同号イ(1)若しくは(2)に規定するもの、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。以下同じ。）と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

答184 お見込みのとおり。（平12.3.17本県事務連絡）

（石膏の熱しゃく減量測定）

問185 平成10年6月16日付環境省告示第34号の第2号には、熱しゃく減量を5%以下とする規定があるが、廃石膏ボードから選別された石膏（ $\text{CaSO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ ）についての熱しゃく減量の測定も、*平成2年環第22号環境整備課長通知で示される方法で

行う必要があるか。

※平成2年環第22号環境整備課長通知

4 熱しゃく減量の測定

ふるい上に残った試料のうち、可燃性物質を破碎したのち、ふるい下の試料と混合し、四分法により縮分し、20～50gを精秤する。

これを電気炉に入れて600°C±25°Cで3時間強熱したのち、デシケータ内で放冷する。放冷後、試料を精秤する。

大型不燃物の除去後の熱しゃく減量 $1'$ は、次式(3)により算出する。

$$1' (\%) = \frac{\text{強熱前の重量} [g] - \text{強熱後の重量} [g]}{\text{強熱前の} [g]} \times 100 \quad \dots \dots \dots (3)$$

焼却残渣の熱しゃく減量 1 は、次式(4)により算出する。

$$1 (\%) = 1' \times \frac{100 - A}{100} \quad \dots \dots \dots (4)$$

答185 石膏の熱しゃく減量を測定する場合、試料中の水分を除去するために105±5°Cで加熱すると規定されている平成2年環第22号環境整備課長通知の方法では、強熱する前に石膏に含まれる結晶水が十分に除去されず、適正な未燃分量の測定ができない。このため、石膏については必ずしも当該方法による必要はなく、適当な温度で結晶水を取除いた後に、強熱して熱しゃく減量を測定する方法で問題ないと考えられる。

すなわち、*平成10年6月16日付環境庁告示第34号第2号に規定される熱しゃく減量として、石膏については、その無水物をベースにした熱しゃく減量の値を用いることが適当である。

※平成10年6月16日付環境庁告示第34号第2号

2 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（前号の規定により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、纖維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5パーセント以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法

(平12.3.17本県事務連絡)

(悪臭に係る処分基準違反の判断)

問186 悪臭に関して処分基準違反を問う場合の判断基準は何か。

答186 悪臭防止法に定める基準又は周囲の人間の反応等を総合的に勘案して判断するものとする。（昭54.11.26環整128、環産42問48）

(下水汚泥を消化設備で消化したもの)

問187 令第6条第3号ト括弧書中「公共下水道……汚泥であって、消化設備を用いて消

化したもの及び……同程度以下のものを除く」とある部分で消化設備を用いて消化したものは、具体的にどのような状態に至ったものをさすのか。

答187 汚泥の処分基準で焼却するのは、腐敗防止のためであり、消化設備を用いて消化したものとは、有機分が焼却したと同程度になった状態をいう。(昭58.8.12H県聴取)

(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱い)

問188 *平成11年11月10日付衛産第81号産業廃棄物対策室長通知別紙について教示いただきたい。

※平成11年11月10日付衛産第81号産業廃棄物対策室長通知

根株等の利用について

1 課長通知の「自ら利用」に該当する場合について

(1) 自然還元利用等

工事現場内(当該工事箇所又は工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。)での次の①、②に示すような林地への自然還元又は建設資材としての利用をいう。

① 自然還元利用について

根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合(必要に応じて、柵工や筋工等を適宜設置するものとする。)をいう。

② 建設資材としての利用について

小規模な土留めとしての利用、水路工における浸食防止としての利用並びにチップ化することによる法面浸食防止材、マルチング及び作業歩道の舗装材として利用する場合等をいう。

(2) 剥ぎ取り表土の利用

根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである。

2 根株等を製材用材等として利用する場合について

ここでいう製材用材等とは、製材用材、ほど木、薪炭用材、パルプ用材などである。

答188 1の(1)は、①、②のいずれも工事現場内(当該工事箇所又は、工事路線若しくはこれらに接続している林地の範囲内をいう。)での自然還元又は建設資材としての利用に限ること。

1(2)は工事現場内に限定されないが、剥ぎ取った表土をそのまま(根株等を土と分離しない)盛土材として利用する場合に限ること。したがって、剥ぎ取った表土を、一度、土と根株等に分離した後、土と一緒に盛土等に使用する行為は産廃の埋め立て処分に該当すること。(平11.11.10本県聴取)

(肥料としての施用)

問189 汚泥等を肥料として施用する場合、法第12条第1項の処理基準が適用されるか。

答189 汚泥等が有価物であれば処理基準は適用されない。汚泥等が有価物になり得ず産業廃棄物であれば施用効果を有する埋立処分であり処理基準（処分基準）が適用されるが、施用効果については肥料取締法の特殊肥料等の規格等も参考にする必要がある。（昭57.6.14環産21問20）

(有害物質を含まないとは)

問190 *昭和52年11月5日付環産第50号厚生省環境衛生局水道環境部参事官通知「ミミズを利用して行う汚泥の処理について」2の「有害物質を含まない」とは、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第5号）に定める判定基準以下のものをいうか。

※昭和52年11月5日付環産第50号厚生省環境衛生局水道環境部参事官通知
「ミミズを利用して行う汚泥の処理について」

2

- (1) 1(1)の産業廃棄物の処分業の許可の申請に対する審査に際しては、
とくに汚泥の保管場所及び処理施設（ミミズの飼育場所）について、
次の点に留意すること。
ア 汚泥及びミミズのふんの飛散及び流出の防止、ミミズの施設外への
移動の防止、悪臭の発散の防止並びにか、はえ、その他の害虫の
発生の防止に必要な措置が講じられていること。
イ 汚泥の浸出液により公共の水域及び地下水の汚染のおそれがない
ように必要な措置が講じられていること。
- (2) 1(1)の産業廃棄物の処分業の許可に際し法第14条第3項に規定する
条件として(1)のア、イと同様の観点からの条件及び有害物質の拡散を
防止する観点から、次に例示するような条件を付されたい。
「処理する汚泥は、有害物質を含まないものに限定すること。」

答190 照会に係る通知にいう「有害物質を含まない」とは汚泥を排出する製造工程から
判断して有害物質を全く含有しないか、あるいは含有試験をしても検出限界以下の
状態であることをいう。（昭54.11.26環整128、環産42問51）

(油分の測定方法)

問191 油分の分析値は測定方法により異なる結果となるが、油分の測定方法はどのような方法により行えばよいか。

答191 法に特に定めのある場合を除き、一般的にはノルマルヘキサンで抽出する方法
（「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」第13号に掲げる方法）により行う。（昭57.6.14環産21問25）

(廃石膏ボード選別後の石膏)

問192 廃石膏ボードを機械的に破碎・選別することにより石膏と紙に分け、選別後の石膏を安定型最終処分場に埋立する場合、*平成10年6月16日付環境庁告示第34号の規定を準用し、熱しゃく減量5%以下を確認の上、埋立処分するまでの間当該石膏に安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着しないことを条件としてよろしいか。

答192 工作物の新築、改築又は除去に伴って排出された廃石膏ボードについても、環境庁告示第34号中の1号或いは2号が適用されるものであり、貴見の取扱いで適當と判断される。

※平成10年6月16日付環境庁告示第34号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第1項第3号ロに規定する環境大臣が定める方法は次のいずれかとする。

- 1 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物（同号イ(1)若しくは(2)に規定するもの、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。以下同じ。）と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立て処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようする方法
- 2 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（前号の規定により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5パーセント以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立て処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することの内容にする方法

（平11.8.2本県事務連絡）

（4）埋立処分・海洋投入処分

（土地造成と自ら利用）

問193 他人に有償売却できない物により土地造成を行う者があり、この者は「自ら利用」するのであるから法が適用されないと主張するが、廃棄物の埋立処分であり法（処分基準）が適用されると解してよいか。

答193 お見込みのとおり。

なお、次の点に留意されたい。「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいい、排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合を除き、他人に有償売却できない物を排出者が使用することは「自ら利用」に該当しない。また、土地造成は廃棄物、有価物たるとを問わず固形状、泥状であれば可能であるが、廃棄物による埋立処分に該当する。（昭57.6.14環産21問19）

（地盤かさ上げ）

問194 排出業者が事業場内の地盤の低い土地に、産業廃棄物を投入している。排出業者は地盤かさ上げと称して埋立処分ではないと主張するが埋立処分と解して法第12条第1項の処理基準（処分基準）を適用してよいか。

答194 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問21)

(安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入防止措置)

問195 令第6条第3号口において「安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれのないよう必要な措置を講ずること」とあるが、具体的にはどのような措置か。

また、これを根拠に建設業者に混合廃棄物の分別を指導できるか。

答195 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないようにするために必要な措置には、埋立処分実施者が産業廃棄物の搬入時に内容物の確認を行うこと、選別等を行う必要がある場合にはその選別を行うほか選別できない場合には受け入れの拒否を行うこと等の措置が該当する。なお、本規定は埋立処分実施者に適用される基準であるため、埋立処分実施者に該当しない排出事業者である建設業者に適用されるものではないが、排出事業者に本規定の趣旨を徹底することにより排出事業者から埋立処分実施者に持ち込まれる廃棄物の選別等があらかじめ行われることが期待できるなど適正な埋立処分の実施に資するので、建設業者を含めた排出事業者に対し、本規定の徹底を図られたい。(平4.8.31環水企183、衛環246問7)

(法改正前の処分場に対する改正法の適用)

問196 平成3年法改正前の法第15条第1項の規定により届け出された最終処分場において、地中空間を利用する埋立処分を行う場合は、*平成4年改正令附則第8条の規定は適用されるか。

※改正令附則第8条

この政令の施行の際現に埋立処分の場所であって地中にある空間を利用する処分の方法による埋立処分を行うことができるものについて行う一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分については、新廃棄物処理令第3条第3号イ(1)（第6条の4第3号において例による場合を含む。）又は第6条第3号イの規定を適用しない。

答196 平成3年改正法第15条第1項の規定に基づく届出の手続きが終了している最終処分場については、廃棄物処理法上すでに存するものと解されるので、平成4年改正令附則第8条が適用される。(平4.8.31環水企183、衛環246問8)

(許可不要の埋立地における安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立)

問197 設置許可の必要のない小規模埋立地でも、令第3条第3号口に掲げる措置が講じられていなければ、令第6条第3号口により、安定型産業廃棄物以外の廃棄物を埋め立てることはできないと解してよいか。

答197 お見込みのとおり。(平4.8.31環水企183、衛環246問9)

(地中にある空間を利用する埋立処分)

問198 「地中にある空間」を利用する埋立処分とは具体的にはどのようなものか。

答198 地中にある空間とは、具体的には廃坑、採石後の地下空間等の地中に存在する空洞を想定しており、このような場所においては遮水工の施工・維持管理、地下水汚染の確認及び汚染時の対策の施工が難しいことから、地下水汚染を生じるおそれがある廃棄物の埋立処分を禁止することとしたものである。(平4.8.31環水企183、衛環246問11)

(過去の埋立物の処分場外への持出し)

問199 産業廃棄物の埋立処分業者が、排出事業者から埋立処分の委託を受けた産業廃棄物を埋め立てながら、一方で以前に埋め立てた産業廃棄物を最終処分場外に持ち出して、最終処分場の延命を図っている。法に照らし、問題はないか。

答199 産業廃棄物の埋立処分が完了するのは、最終処分場が廃止された時点である。

埋め立てられた産業廃棄物を廃止する以前に最終処分場から持ち出しても、当該事業者から埋立処分の委託を受けた産業廃棄物であり、従って処分基準の適用を受け、当該最終処分場と同型の最終処分場に埋め立てなければならない。この際当該埋立処分業者が、持ち出した産業廃棄物の埋立処分を他人に任せると再委託禁止違反となる。(昭54.11.26環整128、環産42問88)

(最終処分の利便を図るために前処理)

問200 昭和53年度の産業廃棄物担当職員研修会の資料によると「産業廃棄物の中間処理後の残さ物は、中間処理業者の産業廃棄物とみなせるか。」という疑義の中で「中間処理という事業活動に伴って新たに生じた産業廃棄物である。……最終処分の利便を図るために行う前処理的な行為は中間処理ではない。」と回答されているが、この中の「最終処分の利便を図るために行う前処理的な行為」とは何か。

例えば、汚泥を埋立処分するに当たり含水率を低下させるため天日乾燥を行う場合は、これに該当するか。また、天日乾燥後の汚泥は、天日乾燥という中間処理によって生じた廃棄物となるのか。

答200 実際に前処理的な行為はほとんど考えられない。例をあげれば、収集運搬に当たり段ボール箱をつぶして車にのせる行為、あるいは混合して集められている廃棄物を手作業(簡単な機械作業も含む。)により、安定型と管理型のものに分ける行為等である。なお、天日乾燥はこれに当たらない。(昭54.4.20H県聴取)

(判定基準の適合検定の時期)

問201 有害な産業廃棄物に係る判定基準に適合するか否かの検定を、排出事業者はいつの時点に行うべきか。

答201 排出事業者が自ら処理する場合にあっては埋立処分行為を行う前に検定すべきであり、産業廃棄物処理業者に、その収集、運搬又は処分を委託する場合にあっては、当該委託の前に検定すべきである。(昭54.11.26環整128、環産42問50)

(浸出液汚染防止措置)

問202 令第6条第3号において準用する令第3条第3号ロにおいて規定する「浸出液による汚染を防止する措置」とは、どの程度の措置をいうのか。

答202 一般的には、浸出液の水質が「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項第5号ヘに規定する排水基準に適合することとなる措置をいう。(昭57.6.14環産21問24)

3 産業廃棄物の委託基準

(処理料金を徴収したものの売却)

問203 Aは農家をまわって廃ビニールを処理料金をもらって引き取り、これを有価物として売却しているが、処理法上問題ないか。

答203 Aが産業廃棄物の収集運搬業の許可か再生利用業の指定を受けていれば農家に違反行為はない。(昭55.11.5H県研修会)

(委託のあっ旋)

問204 汚泥の脱水の中間処理を行っている中小企業等協同組合が2つあるが、この2つが中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて合体し、1つの連合会を作った。この連合会が汚泥の排出事業者からその処理の委託を受け、その処理をどちらか適当な協同組合に委ねる方法を考えているが、この行為は法第12条第3項の委託基準違反になるか。なお、連合会は1つの法人格を持つが、連合会自身に処理能力はない。

答204 連合会が単に排出事業者と処理業者たる協同組合との間のあっ旋を行っているだけで実際の処分委託は当事者間で行われているのであれば、法第12条第3項に違反するものではない。(平6.2.17衛産20問1)

(事業者団体等への委託契約締結権限の委任)

問205 排出事業者が直接処理業者と契約を締結せず、排出事業者団体等に契約締結権限を委任することにより、委任を受けた排出事業者団体等と産業廃棄物処理業者が処理委託契約を締結する（ただし、契約の当事者は、排出事業者と産業廃棄物処理業者）ことは、法第12条第3項に違反しないか。

答205 契約締結に関する権限のみを委任状を交付して委任するのであれば差支えない。この場合、当該排出事業者団体等は法第19条の4に規定する処分を委託した者に該当しないなど、排出事業者責任まで委任できるものではないことに留意すること。(平6.2.17衛産20問2)

(契約締結権限の委任)

問206 県の試験研究機関の廃液の処理に関し、これら機関で組織を作り各研究機関はこの組織に対して契約締結権限を委任することにより、委任を受けた組織が産業廃棄物処理業者と契約を締結したい（ただし、契約の当事者は、各排出事業者と産業廃棄物処理業者）との協議があった。

本件は、*平成6年2月17日付衛産第20号「産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」の問2と同様の事例と判断し法第12条第3項に違反しないものとして取扱って差支えないと考えるがいかがか。

※平成6年2月17日付衛産第20号「産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」問2
(事業者団体等への委託契約権限の委任)

問 排出事業者が直接処理業者と契約を締結せず、排出事業者団体等に契約締結権限を委任することにより、委任を受けた排出事業者団体等と産業廃棄物処理業者が処理委託契約を締結する（ただし、契約の当事者は、排出事業者と産業廃棄物処理業者）ことは、法第12条第3項に違反しないか。

答 契約締結に関する権限のみを委任状を交付し委任するのであれば差し

支えない。この場合、当該排出事業者団体等は法第19条の4に規定する処分を委託した者に該当しないなど、排出事業者責任まで委任できるものではないことに留意すること。

答206 貴見のとおり。(お見込みのとおり。) (平7.6.8本県聴取)

(事務として処理を行う自治体への委託)

問207 法第11条第2項又は第3項の規定により、その事務として産業廃棄物の処理を行う市町村又は都道府県に、産業廃棄物の処理を依頼することは、法第12条第3項の委託に該当するか。

答207 該当する。(平6.2.17衛産20問4)

(事業者の必要な措置)

問208 法第12条第5項に規定する事業者がとる必要な措置について、委託業者における中間処理から最終処分までの間は具体的にはどのような措置を事業者にとれといふのか。

答208 例えば、適正な処理料金を負担することや、不適正処理が行われる可能性等を知った際に委託を中止する等の適切な措置を講ずることが、注意義務として求められるものであるが、あらかじめ決められた措置をとれば免責されるという仕組みではなく、この点は一般の注意義務の議論と同様。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(中間処理後の廃棄物の委託)

問209 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の処理を他人に委託する行為は、排出事業者としての処理委託であるとみて、法第12条第3項を適用して差支えないか。また、埋立処分業者が埋立処分後に生ずる産業廃棄物(浸出液処理に伴い生ずる汚泥等)を他人に処理委託する行為についても、同様に解してよいか。

答209 中間処理業者が中間処理した後に生ずる産業廃棄物は中間処理という事業活動に伴って生じた産業廃棄物であり、当該産業廃棄物の処理については中間処理業者に排出事業者としての処理責任がある。したがって、中間処理業者が当該産業廃棄物の処理を他人に委託する行為については法第12条第3項が適用される。また、埋立処分業者が埋立処分後に生ずる産業廃棄物を他人に処理委託する行為についても、同様である。(平6.2.17衛産20問5)

(売却代金を得る場合の委託)

問210 排出事業者Aが、排出場所たる自社地内で銅製錬事業の過程で水碎からみ、鉄精鉱をBに引き渡し、その際、当該廃棄物をBの指定する場所まで運送する費用として、トン当たり1,750円をBに支払う一方、300円の売却代金を得ている。この場合、AはBに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理を委託していると解してよいか。

また、前記の場合において、Aが、排出場所たる自社地からBの指定する場所まで運搬することを運送業者Cに委託して、運送費をCに支払う場合は、AはCに廃棄物処理法に規定する産業廃棄物の運搬を委託していると解してよいか。

答210 貴見によることとして差支えない。(平3.10.18衛産50)

(区間を区切った委託)

問211 排出事業者Aが産業廃棄物の運搬を産業廃棄物収集運搬業者Bに対し一定の区間を限って委託し、更に他の区間を産業廃棄物収集運搬業者Cに対し委託することは法第12条第3項に違反しないか。なお、運搬の委託契約はAB、AC間で結ぶ。

答211 お見込みのとおり。(違反しない。) (平6.2.17衛産20問7)

(雇用関係にない者に運搬を行わせる場合)

問212 排出事業者Aが、産業廃棄物収集運搬業者Bと契約を締結し、Bに対し、収集運搬の委託を行った。Bは、収集運搬業の許可申請時にBの従業員として届出をしているD（実際は雇用関係がなく別会社を経営し、収集運搬の許可なし）に収集運搬を指示した。これを受けて産業廃棄物がDによりCまで運搬され、Cにより処分された。この場合、Bは法第14条第10項違反（再委託基準違反）であると解してよいか。

答212 お見込みのとおり。なお、この場合、Dについては法第14条第1項違反（無許可営業）となる。(平6.2.17衛産20問13)

(ダンプ持込み者の1日だけの雇用)

問213 産業廃棄物収集運搬業者Aが、仕事のある時に限って、収集運搬の許可を持たないダンプ運転手B（ダンプ持込み）を1日常用名目で、産業廃棄物の運搬契約を締結し、産業廃棄物をBによって処分場へ運び処分させた場合、産業廃棄物の運搬契約が成立している場合は、Aは法第14条第10項違反（再委託基準違反）であると解してよいか。

答213 お見込みのとおり。なお、この場合、Bについては、Aの従業員と見なすことはできず、法第14条第1項違反（無許可営業）となる。(平6.2.17衛産20問14)

(処分場を終了した埋立処分業者への委託)

問214 がれき類の埋立処分業者Aは自らの最終処分場を閉鎖した後、他の最終処分場を確保する意思及びその見通しを全く有しないので、都道府県知事から廃業するようとの指導を受けていた。ところが、排出事業者Bは、このような事情を知っているにもかかわらず、Aにがれき類の埋立処分を委託し、Aはそのがれき類を不法投棄した。Bは法第12条第3項違反（委託基準違反）となると解するがどうか。

答214 お見込みのとおり。(平6.2.17衛産20問15)

(三者契約)

問215 排出事業者が産業廃棄物処分業者Aと直接接触してAの能力等を確認することなく、産業廃棄物収集運搬業者Bの説明を聞いたのみで、AとBを契約相手とする、いわゆる三者契約を締結することは委託基準に違反すると考えるがどうか。

答215 お見込みのとおり。(平6.2.17衛産問16)

(処分受託者が無断で再委託を行った場合)

問216 排出事業者Aが産業廃棄物処分業者Bに処分を委託し、Bが無許可業者Cに処分を再委託した場合、Aに対し、委託基準違反を問うことができるか。

答216 Aの委託基準違反を問うことはできない。ただし、AがBの再委託基準違反について積極的に関与している場合は、共犯としてBの再委託基準違反を問うことができる。(平6.2.17衛産20問17)

(再委託契約書の締結)

問217 処理委託契約について

- ① 通常の委託契約の場合



排出事業者 収集運搬業者 処分業者

AとB1及びAとCは処理委託契約を締結している。

- ② 再委託の場合



排出事業者 収集運搬業者

↓

B2

C

処分業者

収集運搬業者

- (1) AとB1及びAとCはすでに処理委託契約を締結しており、B1からB2へ再委託が行われた。この場合、法第14条第10項の規定に基づく施行令第6条の12第2号により、AとB2の再委託に関する委託契約を締結する必要があると解するが如何か。
- (2) B1とB2の収集運搬業の許可は、いずれも積替え保管が除外されているにも拘らず、B1の営業所敷地内にB2がコンテナを持込み、積替え行為が行われた。この場合、B1とB2のいずれも法第14条の2第1項違反と解してよいか。
- また、上記の場合B1とB2の委託契約を締結することは適法か。

答217 (1) AとB2の再委託に関する委託契約を締結する必要はないものと考える。

また、B1とB2の委託契約については、AとB1の委託契約の中で再委託の記載はあるものの、書面による契約及び施行令第6条の12第1号に規定する文書交付は必要である旨申し添える。

- (2) B1については法第14条の2第1項違反と解する。なお、B2については法第14条の2第1項違反とは考えにくいが、詳細は事例を整理して再検討のこと。
- (平7.6.19本県聴取)

(無許可処分業者への委託)

問218 排出事業者Aが産業廃棄物収集運搬業者B、産業廃棄物処分業者C等との間で行う委託契約上の疑義については、*平成6年2月17日付衛産第20号問12に示されているところであるが、下記のような形で産業廃棄物の処理委託をした場合、収集運搬業者Bに対して法第14条第9項違反を含む廃棄物処理法上の違反を問うことはできないと解してよいか。

- (1) AはBと運搬委託契約を、また無許可処分業者Eと処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBによりEへ運搬され、Eにより処分された場合。

なお、BはEが無許可業者であることを知らず、Aからも運搬だけを指示されている。

- (2) AがBに運搬委託及び適切な処分業者への処分委託について口頭で指示したが、産業廃棄物はBによりEへ運搬され、Eにより処分された場合。なお、この場合Aに対して法第12条第3項違反を問うことができるか、併せて御教示いただきたい。

※平成6年2月17日付衛産第20号問12

(処理委託関係)

問 排出事業者Aが産業廃棄物収集運搬事業者B、産業廃棄物処分業者C等との間で次のような形で産業廃棄物の処理委託を行った場合、法第12条第3項の適用関係はどうなるか。

- (1) AはBと運搬委託契約を、またCと処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBにより他の産業廃棄物処分業者Dへ運搬され、Dにより処分された場合
- (2) AはBと運搬委託契約を、またCと処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBにより無許可業者Eへ運搬され、Eにより処分された場合
- (3) AはBと運搬委託契約及び処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBによりCへ運搬され、Cにより処分された場合
- (4) AはBと運搬委託契約及び処分委託契約を締結し、産業廃棄物がBによりEへ運搬され、Eにより処分された場合

答 (1)及び(2)の場合にあっては、BがCまで運搬しなかったことが運搬委託契約の内容に起因している場合は、Aは法第12条第3項違反となる。

(3)及び(4)の場合、Aは法第12条第3項違反となる。

また、(2)の場合はE、(3)の場合はB、(4)の場合はB及びEについては法第14条第4項違反と、また、(1)～(4)の場合はBは法第14条第9項違反となることにも留意されたい。

答218 (1) 貴見のとおり。

BはAに指示されたEという処分者に確実に運搬しており、再委託されていないため。ただし、BがEについて無許可であることを知っていた場合には、この限りではない。

(2) 貴見のとおりであり、Bに対しては廃掃法上の違反を問うことはできず、Aに対しては、法第12条第3項違反を問うことはできる。

BはAから適切な処分業者への処分委託についても口頭で指示を受けているが、Bは収集運搬業のみの許可業者であるため、法第14条第9項の処分の再委託には該当しない。また、Bは処分行為を行っておらず、処分の口頭指示を受けたことのみを持って法第14条第4項違反（無許可処分）を問うことはできない。

Aの違反については、法第12条第3項で定める政令第6条の2第1項第3号の書面での委託契約を行っていないことによるものである。

- 国としては次の考え方を内部で持っているとのこと。
- ・異業種間の再委託（収運⇒処分）は法第14条第9項の再委託基準適用対象とは考えていないこと。
 - ・法第14条第4項（及び第1項）違反は、継続的に行われない限り問わないこと。（平9.9.26本県事務連絡）

(専ら物の処理委託)

問219 法第12条第3項の委託基準は、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理を委

託する場合においても適用されると解してよいか。

答219 お見込みのとおり。(平6.2.17衛産20問21)

(再々委託)

問220 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の再委託を受けた産業廃棄物処理業者がその収集、運搬又は処分を再度他の産業廃棄物処理業者に委託することは認められないと解するがどうか。

答220 お見込みのとおり。(平6.2.17衛産20問23)

(粉末消化剤入りの消火器の処理の受託)

問221 被疑者Aは、消防法において定める事業者が設置している防火設備の消火器を無償で回収し、消火剤の交換若しくは、古い消火器を取り替え、新規の消火器の販売等を事業活動としているO市内に所在するBに赴き、Bより排出する古い粉末消化剤を含む消火器を処分する旨を告げ、Bより処分委託をとりつけた。

Aは、収集運搬車両を有しないため、Cのダンプカーとその運転手を雇用し、収集運搬する当日に、Cの運転手を同行のうえ、Bの倉庫に赴き古い消火器の収集運搬を行い、O県T町に所在する無許可処分業者Dの設置する処分場に搬入した。

(1) 廃棄物の種類

Bが、排出した粉末消化剤入り消火器は、産業廃棄物である金属くず（消火器本体）及びプラスチック類（ホース、ノズル）と廃棄物である（粉末消化剤）の混合物と解してよいか。

(2) 違反事項

① Aは、事業者Bに対し産業廃棄物を受託する旨告げ、Bより処理料金を受領のうえ処分の委託を受けた。また、その廃棄物の収集運搬に当たり、Cのダンプカー及びその運転手を自らの管理下に置き一般廃棄物及び、産業廃棄物の収集運搬を行ったことは、法第7条第1項及び第14条第1項に基づく許可を要するものであるが、Aは一般廃棄物処理業の許可権者であるO市長及びT町長並びに産業廃棄物処理業の許可権者であるO県知事及びO市長の許可を受けておらず、よって法第7条第1項及び第14条第1項違反（無許可営業）と解してよいか。

② 排出事業者Bは、自ら排出する産業廃棄物の処理委託に当たり、収集運搬業者及び処分業者の許可の有無及びその事業の範囲等の確認をすることなく、またそれぞれに対し文書による契約を行わなかったものであり、よって法第12条第3項違反（委託基準違反）と解してよいか。

答221 次のとおり。

(1) 貴見によることとして差支えない。

(2) ①貴見によることとして差支えない。

② 産業廃棄物である廃プラスチック類及び金属くずについては、法第12条第3項違反である。(平7.2.9衛産17)

(運搬、処分者同一の契約書)

問222 産業廃棄物の運搬及び処分を同一の者に委託しようとする場合は、運搬、処分それぞれについて別々の契約書が必要となるのか。

答222 1つの契約書でよい。(平6.2.17衛産20問8)

(区間を区切った委託の最終目的地)

問223 排出事業者が自社から積替保管場所までの運搬をA社に、当該場所から処分の場所までの運搬をB社に、それぞれ委託する場合に、A社との契約においては、令第6条の2第3号ロの運搬の最終目的地として積替保管場所を記載してよいか。

答223 お見込みのとおり。(平6.2.17衛産20問9)

(委託契約書、産業廃棄物管理票の記載事項)

問224 (1) 排出事業者Aが、収集運搬業者Bの積替え保管施設まで運搬し、Bが積替え保管を行ったのち、収集運搬業者Cが処分業者までの運搬を行っている。

このように、積替え保管のみを受託している収集運搬業者について、廃棄物処理法施行規則第8条の21において、規定される様式の記載方法について伺う。

(2) 法施行令第6条の2第3号に規定される委託契約に含まれるべき次の条項については、どのように契約書に記載されるべきか。

法施行令

第6条の2第3号ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

(3) 問1のような委託の形態について、現在示されている標準委託契約書では、実態に合わない部分があることから、必要に応じ、契約事項を変更・削除してよろしいか。

答224 (1) 1. 積替え保管行為は、収集運搬行為の中に含まれることから、Bを「運搬受託者」の欄に記載すること。

2. 「運搬先の事業場」については、運搬を行っていないのであれば、空欄とすること。

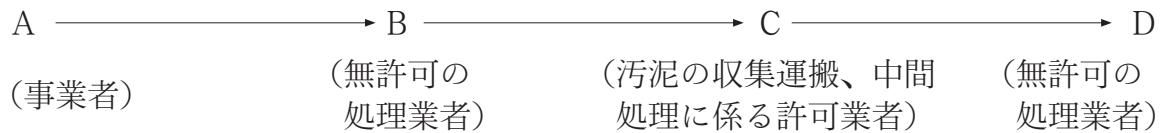
3. 「積替え又は保管」の欄に、Bの積替え保管施設について記載すること。

(2) 問1と同様に、運搬しないのであれば空欄としてよい。

(3) 標準委託契約書に係る旧厚生省通知は廃止されており、法令に適合する範囲で必要に応じ、契約書を加工することは差支えない。(平13.5.30本県聴取)

(無許可業者等への委託)

問225 次の事実関係において、A、B、C、Dは廃棄物処理法に違反するか。



AがBに汚泥の収集運搬、中間処理を委託し、Bは当該汚泥の収集運搬をCに委託し、CはDに再委託した。Dはその処理を行った。

答225 Aは法第12条第3項に、Bは法第14条第1項に、Cは法第14条第10項に、Dは法第14条第1項に違反する。(昭54.12.6H県聴取)

(設備器材借上げによる処理業)

問226 甲は、廃プラスチック類の収集、運搬及び再生処理を行おうとして、産業廃棄物処理業の許可申請をしている。ところが、甲は、自らも運搬車を所有し、乙他2名と次のような内容の自動車持込み契約を締結している。

- ① 甲は乙を準社員とし、自動車損料及び給料として金25万円を毎月20日締切り翌月5日に支払う。
- ② 自動車損害賠償保険料、車体検査料その他租税公課は全て乙の負担とする。
- ③ 持込み自動車に係る燃料、オイル、Vベルト等で産業廃棄物の収集、運搬のため消費したものについては甲の負担とする。ただし、明らかに私用に供したため消費したと認められるものについてはこの限りでない。
- ④ 乙は、交通違反、交通事故等自己の責任にかかるものについては、自己の責任においてこれを全て解決しなければならない。

このような場合、乙は甲と雇用契約を締結（雇用関係）しているといえるか。なお、S 49.5.27（H県）の国への照会で、Aが受託業務に係る全責任を負うものとして委託契約（請負）をし、Bより人と車を借りて収集、運搬する場合、AとBの間に雇用関係のないときは、Bは収集、運搬の許可が必要であるとの回答を得ている。

答226 甲と乙の間に雇用関係があるといいうるためには、利益と運搬者の運航支配が全面的に甲に帰属している必要がある。即ち、収集、運搬から生ずる利益の全部が完全に甲に帰属し、その一部を給料として乙に支払う形態で、運搬車についても甲がその運行管理を行い、又は私用に用いることができない場合に、はじめて甲と乙の間に雇用関係があると認められる。

これは、書面上、形式的に認められるのではなく、客観的に上記2要件を満足する必要がある。（昭49.6.5 H県聴取）

（傭車契約）

問227 産業廃棄物中間処理業者Aは、自社の中間処理物を最終処分業者Bに最終処分委託を行っている。

(1) AがBの最終処分場に当該産業廃棄物を運搬するに際して、運送業者Cとの間に

• 車両登録番号、担当運転手名を記載し、契約期間中他の業務に従事しないことを条件として運転手を含む車両賃貸契約なる契約を締結し自社運搬である旨を主張している。

しかしながら、本件事案については名目上契約期間を1年間として車両賃貸契約なる契約を結んでいるが事実上は

- 運搬の用に供する車両はC社の車両であるとともに実際に運搬に従事するのはC社の運転手であり運搬中の廃棄物の管理はC社の運転手が行っていること
- 代金の計上にあたっては、1回の運搬についての単価（交通費、運転手賃料込み）を設定し運搬回数により請求、支払いがなされていること
- 契約車両及び運転手についてはA社に常駐するのではなくA社の必要に応じてC社からA社に配車され廃棄物を積み込み運搬を行っていること

から通常の貨物運搬契約と何ら変わりはなく、AはCに対して産業廃棄物の運搬を委託したものとみなしえることから、Aについては委託基準違反が、Cについて無許可収集運搬業がそれぞれ成立するものと解するがいかがか。

(2) AがBの最終処分場に当該産業廃棄物を運搬するに際して、運送業者Cとの間に車両や担当運転手の特定を行わず、契約期間中他の業務に従事しないこと等の

条件もなく単に傭車契約なる契約を締結し、単にAの発注に対してCが配車を行い、これに産業廃棄物を積み込み運搬する行為については、傭車契約なる名称を使用するのみで通常の産業廃棄物の運搬委託契約と同様であると解するがいかがか。

- (3) Cとの傭車契約を基にCが仲介、配車した運送業者Dの車輌により運搬する行為については、Aについて委託基準違反が成立するほか、Cについては受託禁止違反が、Dについては無許可収集運搬業がそれぞれ成立すると解するがいかがか。

答227 いずれにしても傭車契約とは認められず、貴見のとおり解して差支えない。(平14.1.9N県照会)

4 特別管理産業廃棄物の処理基準

(不要となったPCB使用部品を含むものの保管)

問228 不要物である、PCBを含む部品を使用した廃電気機器を保管している事業者は、特別管理産業廃棄物排出事業者に該当し、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置やポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき処理(保管)状況の報告が義務付けられると解してよいか。

答228 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問55)

(薬局で回収する感染性廃棄物)

問229 医薬分業が進む中で、薬局で回収する感染性廃棄物の適正処理が今後量の増大とともに問題になると思うが、適正な処理法の確認をしたい。

- (1) 現在の指導内容について
- (2) 薬剤師会が、会員の便宜を図り各薬局から収集することについて
- (3) 会員の便宜を図りつつ、適正処理を推進する方法について

答229 (1) 平成4年に厚生省から示された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、鳥取県で定めた「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」によって次のとおり指導することとしているが、現実には薬局での回収は非常に少ない。在宅医療により家庭から発生する感染性廃棄物は、原則として当該医療機関等(院外処方の場合は、購入した薬局)が回収して適正処理すること。

- (2) 薬剤師会が、感染性産業廃棄物を事業の範囲とする特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があること。
- (3) 薬剤師会の各支部が回収日を予め決めておき、各々の薬局が自ら感染性産業廃棄物を各支部に搬入し、その当日に処理業者に引き渡す事務を薬剤師会が代行することとしてはどうか。

但し、次のことが必要であること。

ア 各薬局が、収集運搬業者さらには処分業者と文書による委託契約を事前に締結しておくこと。(各地域の状況をふまえて、処理業者の選定については薬剤師会が行い、各支部の会員が当該選定業者と委託契約を各々締結することは問題ないと考える。)

イ 各薬局は、特別管理産業廃棄物排出事業者として次の手続き等が必要であること。(既に手続き済みの薬局は除く。)

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書の提出（資格は薬剤師で特に講習等は必要なし。）（平10.10.30本県K病院への回答）

5 特別管理産業廃棄物の委託基準

（感染性産業廃棄物の種類ごとの記入）

問230 感染性産業廃棄物の処理を委託する場合の委託数量は廃プラスチック類等の産業廃棄物の種類ごとに委託契約書に明示する必要があるか。

答230 感染性産業廃棄物全体について記入すればよい。（平6.2.17衛産20問10）

（特別管理産業廃棄物の分析値の記入）

問231 令第6条の6に規定する文書の記載事項として、規則第8条の16に「委託しようとする特別管理産業廃棄物の性状」が定められているが、これには分析値も含まれるか。

答231 分析値の記載は義務付けられていない。（平6.2.17衛産20問11）

6 特別管理産業廃棄物管理責任者等

（准看護婦）

問232 感染性廃棄物を排出する医療関係機関等の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格について、「准看護婦」は、廃棄物処理法施行規則第8条の17に規定する「厚生大臣が認定する講習の課程修了者と同等以上の知識を有すると認められる者」に該当するか。

答232 該当することとする。（平4H県聴取）

（自社処分する場合の責任者の設置）

問233 法第12条の2第6項においては、「特別管理産業廃棄物を生ずる事業場（事業者）」と規定されているが、事業者内において生ずる特別管理産業廃棄物を当該事業場において処分し、当該事業場外に特別管理産業廃棄物を排出しない場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び帳簿の記録等は不要であると解してよいか。

答233 必要である。（平4.8.31衛環245問54）

（石綿建材除去事業に係る工事現場）

問234 法第12条の2第6項中の「当該事業場ごとに」とは、石綿建材除去事業を行う場合には「工事現場ごとに」と解してよいか。

答234 お見込みのとおり。（平4.8.31衛環245問56）

（元請業者及び下請業者の責任者の設置）

問235 廃アスベストの除去を伴う建築物の解体工事について、元請業者及び下請業者が廃アスベストの排出事業者に該当する場合にあっては、特別管理産業廃棄物管理責任者は、両方の事業者が設置しなければならないか。

答235 排出現場毎に、元請業者か下請業者のどちらかが置けばよい。（平11.12.3本県聴取）

（責任者の役割）

問236 特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は何か。

答236 当該責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわた

る業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、

- ① 特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、
- ② 処理の計画を立て、
- ③ 適正な処理を確保することである。(平4.8.31衛環245問57)

(歯科衛生士)

問237 歯科診療所に勤務する歯科衛生士は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者として認められるか。

答237 お見込みのとおり。(平5.6.18H県聴取)

(予防接種を実施した小中学校)

問238 小中学校で予防接種をしたときに注射針等の感染性廃棄物が排出されるが、この廃棄物を医者が引き取らない場合は当該学校が排出事業所になる。この場合、当該学校に特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び当該処理実績報告を行わせる必要があるか。

答238 必要ない。なお、この場合は、当該感染性を有するおそれのある廃棄物の取扱いについては法的な規制の対象とはならないが、感染性廃棄物の処理基準に沿って処理するよう指導すること。(平6.3.24H県聴取)

(同等以上の知識を有すると認められる者)

問239 規則第8条の17第2号の規定による「前号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者」については、厚生省通知により、感染性廃棄物に限って「医師、歯科医師、薬剤師……」と認められているが、医師等は、他の特別管理産業廃棄物についても特別管理産業廃棄物管理責任者となりうるか。また、医師等以外に同等以上の知識を有すると認められる者がいるのか。

答239 医師等は他の特別管理産業廃棄物の特別管理産業廃棄物管理責任者にはなれない。また、医師等に係る通知以外に定めた通知はなく、現在のところ医師等以外に同等以上の知識を有すると認められる者は定めていない。(平10.1.12H県聴取)

7 多量排出事業者

(産業廃棄物処理計画の提出義務違反)

問240 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出義務違反者に対しては、どのようなペナルティが課せられるべきか。

答240 法の規定の趣旨は、事業者の自主的な取り組みを促進することが目的である。

逆に言えば、処理計画が提出されないことにより、生活環境保全上の支障が生じることとなるものではないことから、よって、法律には罰則規定は設けていない。

提出のなかった事業者について、公表することも特に求めていない。

多量排出事業者に該当する事業者で提出しなかった者については、提出を指導していただきたい。(平13.6.19本県聴取)

(産業廃棄物処理計画を作成すべき範囲)

問241 (1) 建設業者Aの支店aは、B県とC県の作業所（現場）を管轄している。

B県の作業所の産業廃棄物発生量の合計は、1000t／年以上であるが、C県の産業廃棄物発生量は、1000t／年未満である。

この場合の産業廃棄物処理計画を作成すべき範囲について伺う。

- (2) 建設業者Bは、県内の作業所（現場）を管轄する支店として、支店a、bを有しております、県内の全ての作業所の産業廃棄物排出量の合計は1000t／年以上であるが、
- ① 支店a、bがそれぞれに管轄する作業所の合計は、どちらも1000t／年未満である場合
 - ② 支店aの管轄する作業所については、1000t／年以上であるが、支店bの管轄する作業所は、1000t／年未満である場合において、
 - ア. 産業廃棄物処理計画を作成すべき主体
 - イ. 産業廃棄物処理計画を作成すべき範囲について伺う。

答241 (1) 支店aは、B県の作業所について産業廃棄物処理計画を作成し、B県知事に提出しなければならないが、C県の作業所については必要ない。

- (2) ① について 支店a、bとも処理計画の策定義務はない。
② について 支店aは管轄する作業所から発生する産業廃棄物について処理計画を策定する必要がある。支店bは策定義務はない。（平13.6.19本県聴取）

8 再生利用業者の指定等

（指定基準）

問242 廃掃法施行規則9条2号及び10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度については、*平成6年4月1日付衛産第42号厚生省産廃対策室長通知第4の1の③及び2の④により「営利を目的としない」という指定基準があるが、この具体的判断基準は？

*平成6年4月1日付衛産第42号厚生省産廃対策室長通知第4の1の③及び2の④

- ③ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。
- ④ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。

答242 平6.4.1衛産42号厚生省産廃対策室長通知第4の1の③排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること、第4の2の④排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。

「営利を目的としない」とは処理料金が再生利用に要する経費を上回っておらず、処理料金で業を行えない状態を言う。なお、経費とは人件費、減価償却費等も含む。また、再生品の売却代金は別個のものとして考えられたい。（平9.10.24本県聴取）

(再生利用業者の指定に係る手数料の徴収)

問243 規則第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する再生利用業者の指定に係る事務について、都道府県又は保健所設置市は手数料を徴収できるか。

答243 地方自治法第227条第1項及び第228条第1項の規定に基づき、手数料を徴収できる。(平5.3.31衛産36問87)

(廃ゴムタイヤ)

問244 *平成7年8月22日付事務連絡「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第3号による厚生大臣の指定した産業廃棄物及び指定した者に係る指定書の写しについて」において、指定した産業廃棄物として廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）とあるが、これは廃プラスチック類（合成ゴム）と解するが如何か。

※平成7年8月22日付事務連絡「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第3号による公正大臣の指定した産業廃棄物及び指定した者に係る指定書の写しについて」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条の3第3号の指定に基づく産業廃棄物及び当該産業廃棄物を処分する者を、平成7年8月22日付け厚生省生衛第737号により指定したので、下記のとおり指定書の写しを送付する。

記

1. 指定した産業廃棄物
廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
2. 指定を受けた者
別紙参照（省略）
3. 送付書類
指定書の写し（別紙のとおり）（省略）

答244 廃プラスチック類（合成ゴム）と解する。(平7.10.3本県聴取)

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(受託契約書とマニフェストの相違)

問245 マニフェストを使用している場合にあっても、令第6条の2又は令第6条の6の契約書が必要と解してよいか。

答245 お見込みのとおり。(平6.2.17衛産20問19)

(マニフェスト使用時の契約書記載の省略)

問246 マニフェストを使用する場合、令第6条の2第3号イの「種類及び数量」について、契約書に記載する必要はないのではないか。

答246 記載する必要がある。(平6.2.17衛産20問20)

(マニフェスト制度の関係)

問247 適用除外の範囲を厚生省令で定める場合には、マニフェストを交付しなくてもよいという形になっているが、その範囲については。

答247 現段階では、再生利用の認定制度の認定者、もっぱら物（もっぱら再生利用の目

的となる産業廃棄物のみを取扱う者。業の許可対象外。) を取扱う者については、本制度の対象外となっている。また、市町村が併せ産業廃棄物を行う場合であって、収集まで市町村が行っているないしは市町村の施設に持ち込むような場合。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

(マニフェストの電子化)

問248 都道府県と情報処理センターとの関連について、実績報告ということで定期的に報告をする訳であるが、その他に都道府県からセンターに対して情報照会ができるのか。

答248 法律第18条の報告徴収の対象としてセンターを加えているので、この規定を使って照会することは可能である。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

(建設廃棄物の排出事業者と産業廃棄物管理票の交付責任者)

問249 *平成6年8月1日付衛産第82号の通知により、建設工事における排出事業者については、元請業者の他、場合によっては下請業者も排出事業者に該当する場合もあるとしている。

その際、産業廃棄物管理票の交付者は、下請業者が排出事業者になる場合も含めて元請業者であるとしていたところ、平成10年11月13日付衛産第51号の通知によって、前通知の管理票に係る部分が削除された。

このことは、下請業者が排出事業者に該当する場合は、下請業者が管理票の交付者になるものと解してよいかご教示願いたい。

※平成6年8月1日付衛産第82号

1 建設工事における排出事業者の範囲等について

(1) 建設工事を発注者Aから請け負った建設業者(元請業者)Bは、当該建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者に該当することから、その処理を自ら行わず他の者に行わせる場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた者に委託することが必要であること。

(2) ただし、元請業者Bが他の建設業者(下請業者)Cに対し、例えば、
① 当該建設工事の全部を一括して請け負わせる場合

又は

② 当該建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合であって、

i Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められるときは、B及びCが排出事業者に該当すること。

ii Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められないときは、Cが排出事業者に該当すること。

(注) Cが請け負った建設工事のうちの全部又は一部を、更に他の建設業者D(孫請業者)に請け負わせる場合等についても、前記のような考え方方が適用される。

(3) なお、Cが排出事業者に該当する場合((2)i及び(2)ii)について

は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条の規定が適用され、このような形態の請負は原則として禁止されていることに留意すること。

答249 マニフェストには平成13年4月1日から交付義務が課せられる。不交付の場合は罰則の対象となるが、事業者はだれであるかというのが実際上問題になる。建設廃棄物で交付責任者が元請か下請かと問うた場合には、建設業法に従う限りは元請が事業者になってくるため、元請に指導していただきたい。事業者としては、内容によっては下請が事業者になってくる場合もある。しかし、その場合に建設業法違反という実態が出てくるが、元請は事業者であることに変わりないので、元請がマニフェストを交付するよう指導していただきたい。（平12K ブロック産廃協議会）

（法定様式以外の産業廃棄物管理票）

問250 (社)全国産業廃棄物連合会作成の産業廃棄物管理票は法定様式とは異なるが使用は構わないのか。また、記載内容の中で「帳簿記載のとおり」とか「委託契約書記載のとおり」など、産業廃棄物管理票と一体としない書類等の通りというものでも構わないのかご教授願いたい。

答250 設問にあるマニフェストは法定様式に合致している。ある程度の柔軟な運用ができるよう、省令の中で用紙の大きさ、各項目ごとの幅というのは規定していない。実際に独自にマニフェストをつくる団体と国は協議をしており、国の指摘を踏まえて、全国産業廃棄物連合会、自動車工業会、建設9団体が管理票を作成しているので、法定様式に合致する物として取扱っていただきたい。（平12K ブロック産廃協議会）

（二次マニフェストE票の取扱い）

問251 二次マニフェストE票の取扱いについて、処理処分業者は排出事業者に対しどのように対応したらよいか。

答251 マニフェスト伝票上では、処理処分業者から一次マニフェストE票が排出事業者に戻ったときに、委託処理処分が完了である。なお、中間処理業者に委託する場合は、中間処理業者が二次マニフェストを最終処分業者に交付するため、二次マニフェストE票が中間処理業者に戻った時点で、一次中間処理業者は、一次マニフェストE票に最終処分が終了した旨を記載し、排出事業者に戻すことになっている。（平13M県聴取）

（有価物収拾量の記載）

問252 マニフェスト伝票で、有価物収拾量を記載する欄があるが、どの様な場合に記載するのか。

答252 ① 保管積替を含む収集運搬許可処理業者が、保管積替施設で有価物を回収した場合。
② 中間処理業者が、前処理として有価物を回収した場合。
に記載する。（平13.1.22M県聴取）

（自社の最終処分場で処分する場合のマニフェスト）

問253 当社は、排出事業者から受託した廃棄物を、A事業所で廃プラスチック類等を圧縮した後、B県にある自社の最終処分場で処分している。この場合、マニフェスト

伝票の取扱いはどうか。

答253 産業廃棄物を他人に委託する場合に、マニフェスト伝票を交付する必要がある。収集運搬も自社で、自社の最終処分場で処分する場合には、マニフェスト伝票を交付する必要がない。

また、どちらの場合にも自社の最終処分場において最終処分が終了したことを確認した後、E票に最終処分が終了した旨を記載し、排出事業者に戻す必要がある。
(平13.1.22M県聴取)

(マニフェストの記入事項)

問254 従来のマニフェスト様式では、排出事業者が記載する「数量・単位」欄と処分業者が記載する「引受数量・単位」欄とあったが、平成12年の法改正後のマニフェスト様式では、そのうち処分業者が記載する「引受数量・単位」欄が削除されている。そこで、排出事業者が記入した数量と、処理業者が実際に計量した場合の数量とに大幅な差がある場合について、どのように取扱うのかご教示願いたい。

答254 マニフェストの記載義務者は排出事業者であり、排出事業者が数量・単位を記入する必要がある。そのため、今回の改正で事業者のところで記入した量が実際量と食い違っている場合には、虚偽の記載ととらえる場合もある。意図して記入していれば虚偽の記載となり、事業者は責任を問われる。よって、今改正で処理業者が記入する欄は削除した。(平12K ブロック産廃協議会)

(マニフェスト未交付の受託)

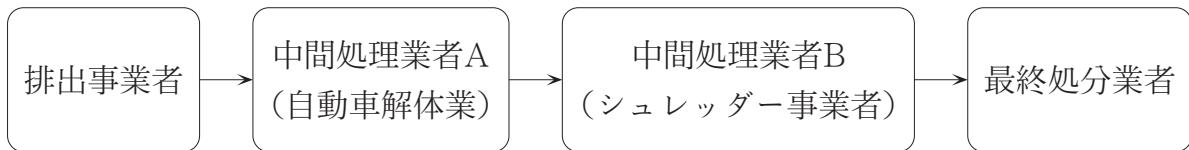
問255 (1) 排出事業者が、管理票を交付せずに収集運搬業者に廃棄物を引き渡す行為は、法違反であるが、他方でその行為をとがめずに収集運搬業者が廃棄物の運搬を引き受けたとしても、そのことだけをもって、直ちに「他人に対する違反行為の唆し、助け」をしたものであるとみなすことはできないと解してよろしいか。(この収集運搬業者から廃棄物を受け取る処分業者も同様)
(2) 法第14条の3第1号に規定する「他人に対する違反行為の唆し、助け」については、刑法の教唆罪又は帮助罪と同程度の構成要件や有責性が必要であると解してよろしいか。

答255 (1)事業者がマニフェストを交付しない場合、処理業者はマニフェスト交付するよう指導をする義務がある。マニフェストの交付も受けずに黙って廃棄物を受託するというのであれば、相手の違法行為を容易にした者と見なし、「助け」というふうに解釈できる。
(2) 構成要件としては刑事処分と同じだが、有責性という点では刑事処分と行政処分は異なる。(平12K ブロック産廃協議会)

(複数の中間処理業者により処理される場合のマニフェストの写しの受理までの期間)

問256 廃自動車の処理においては、下図に示すように、自動車販売事業者等の輩出事業者から自動車解体業及びシュレッダー事業者による中間処理を経て最終処分される場合があり、3次マニフェストの使用が必要となる。

このような場合においても、マニフェストの写しの送付を受けるまでの期間は180日が適用されるのか、ご教示願う。



答256 マニフェストの送付を受けるまでの期間は、あくまで事業者が確認をするための期間である。90日というのは中間処理が終了したことを事業者が確認する期間、180日は最終処分が終了したことを事業者が確認する期間で、これらの期間に処理が終えることを求めるものではない。(平12K ブロック産廃協議会)

10 地方公共団体の処理

(地方公共団体の処理に要する費用)

問257 法第13条第2項の規定により徴収する費用は、使用料という名目で徴収して差支えないか。

答257 差支えない。(昭47.1.10環産2問7)

(処理費用の徴収)

問258 産業廃棄物の処理に係る費用の徴収規定についてどのように取扱うべきか。

(1) 法第13条第2項の「するものとする」は、費用を徴収しなければならないと解し、費用徴収条例の中で改めて徴収規定を設ける必要があるか。市町村についても同様か。

(2) 法第13条の費用徴収規定と地方自治体法の手数料との関係はどうか。

答258 次のとおり取扱う。

(1) 「するものとする」は「なければならない」という意味に若干の含みをもたせたものであるが、この条文では事業者負担の原則よりして、必ず徴収しなければならないという意味である。

(2) 費用徴収は、法第13条の規定がなくても、地方自治体の規定により徴収することができる。したがって、いずれの条文により費用を徴収しても差支えない。

(昭47.2.7H県聴取)

(県出資法人による処理)

問259 県の関与する公益法人たる公社により、施設の建設から運営までを一貫して行う広域処理は、法第11条第3項の県の事務となるか。

答259 公社による運営等は県の事務ではない(公社の出資者の如何は関係なし)。県の施設建設、公社への運営委託の場合は県の事務である。(昭48.2.10H県聴取)

第6節 産業廃棄物処理業

1 産業廃棄物処理業の許可を要する場合

(組織形態の変更)

問260 許可業者である有限会社A興産が、債権、債務を整理した後、株式会社B興産を設立する。役員及び事業目的は、ほとんど同一であるから、名称変更として扱い、